

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ビーマップと称し、英文では B e M a p , I n c . と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターソフトウェアの企画、設計、制作、販売
2. コンピューターソフトウェアの輸出、輸入
3. コンピューター及びその周辺機器の企画、設計、製作、販売
4. コンピューター及びその周辺機器の輸出、輸入
5. インターネットによる企業情報の収集、管理、提供
6. 放送番組、映画、映像・音声・文字等によるソフトウェアの企画、製作、売買、賃貸、興行、配給、輸出入及び斡旋等に関する業務
7. 放送・情報通信機器、電子機器及びこれらの利用技術並びに放送関連技術の開発、売買、賃貸、輸出入及び指導等に関する業務
8. 放送番組及び映画のセットデザイン、装飾及びコンピュータグラフィックス等の企画、制作、売買、賃貸及び輸出入等に関する業務
9. 出版物の企画、発行及び売買等に関する業務
10. 芸能、スポーツ、音楽、演劇、美術、科学、文化公演等のイベントの企画、制作及び興行等に関する業務
11. タレントのアレンジメント、マネジメントに関する業務
12. 著作権、著作隣接権、肖像権、工業所有権、商品化権等の知的財産権の取得、売買、使用許諾、管理、処分等に関する業務
13. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したもの）の企画、開発並びに商品化権の取得、利用の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
14. 前記各号に関するコンサルタント業務
15. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
16. 建設工事、電気工事、電気通信工事の施工及び請負
17. 市場調査、広告宣伝に関する業務
18. 通信販売業
19. 労働者派遣業
20. 有料職業紹介事業
21. 企業の新規事業・サービス、経営・管理全般に関するコンサルティング
22. 古物売買業
23. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故やその他止むを得ない事由が発生したときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、12,650,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する請求、届出、申出の手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主、登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集時期及び招集地)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会資料の電子提供措置)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の他、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

- 2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第21条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第24条 取締役社長は、当会社を代表する。

2 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の招集手続)

- 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第27条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の議事録)

- 第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。
- 2 第25条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。
- 3 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

- 第29条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

- 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役および監査役会の設置)

- 第32条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

- 第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

- 第34条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権

の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- 3 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役は、監査役会の決議により常勤監査役1名以上を定める。

(監査役会の招集)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 当会社の会計監査人は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第47条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、3,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計算

(事業年度及び決算期)

第48条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度末日を決算期とする。

(剰余金の配当)

第49条 当会社の剰余金の配当は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第50条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当及び中間配当の除斥期間)

第51条 剰余金の配当及び中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領

されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

第8章 買収防衛策

(導入の目的および濫用型買収類型)

第52条 当会社は、以下に定める当会社に対する濫用的な買収（以下「濫用的買収」という。）等によって、当会社の企業価値および株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止するため、敵対的企業買収防衛策を導入することができる。

＜濫用的買収の類型＞

- ① 買収にかかる株式の当社に対する高値買取要求を目的とする買収
- ② 反社会的勢力（テロ関連組織を含む）との取引等を目的とする買収
- ③ 重要な会社資産を廉価に取得する、会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する等会社の犠牲の下に買収者又は特定の第三者の利益実現を目的とする買収
- ④ 会社の重要な資産を処分させ、その処分利益で一時的高配当をさせ、もしくは、一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを目的とする買収
- ⑤ 強圧的二段階買収など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収
- ⑥ 当会社取締役会が株主総会の承認に基づき別途決定する敵対的企業買収防衛策に定める手続に違反する買収
- ⑦ 前各号の他、当会社の企業価値・株主共同の利益が、前各号に該当する買収と実質的に同程度に毀損されるおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値・株主共同の利益の毀損を回避することができない、あるいは、そのおそれがあると認められる買収

なお、買収が上記①から⑦の濫用的買収に当たるかどうかの判断にあたっては、取締役会は第56条第1項に基づき設置される「ビーマップ企業価値検討委員会」に諮問し、同委員会の勧告に従うものとする。

(買収防衛策導入手続)

第53条 当会社は、前条に規定する類型の濫用的買収を防止するため平時に（濫用的買収者が現れる前に）買収防衛策を導入するときは、株主総会において承認を得るものとする。

(買収防衛策の有効期間)

第54条 買収防衛策は、株主総会の承認を得た後2年以内の最終の事業年度に関する株主総会において、その存続について承認を得なければならないものとし、その後も同様とする。

2 前項の承認が得られなかつたときは、取締役会は、当該買収防衛策を解消するための措置を速やかに講じなければならない。

(買収防衛策の廃止)

第55条 買収防衛策は、いつでも、取締役会が企業価値の最大化のために必要があると認めたときは、取締役会決議をもってその全部または一部を廃止することが

できる。

(ビーマップ企業価値検討委員会)

第56条 当会社は、当会社の株式の大規模買付行為が濫用的買収に当たるかどうかの判断の公正性、合理性等を確保するため、ビーマップ企業価値検討委員会を設置する。

2 ビーマップ企業価値検討委員会の構成、委員の職務の内容等の細則の決定および委員の選任は、取締役会が行う。

この書類は、本会社の定款である。

平成10年8月12日作成

平成10年8月14日公証人認証

平成10年9月4日会社設立

平成12年5月26日変更

平成12年9月4日変更

平成13年6月8日変更

平成14年6月24日変更

平成15年6月18日変更

平成16年6月24日変更

平成17年6月23日変更

平成18年6月22日変更

平成19年6月21日変更

平成21年1月5日変更

平成21年6月25日変更

平成22年1月6日変更

平成25年6月26日変更

平成25年10月1日変更

平成26年6月25日変更

令和4年6月28日変更 (令和5年3月1日附則削除)